

－ お知らせ －

令和5年3月31日付 厚生労働省 医薬・生活衛生局総務課長通知
薬生総発0331第6号 (以下要約)

登録販売者は、第2類・第3類医薬品の販売、情報提供等を担う立場にあることから販売業者は、登録販売者に対し一定水準以上の研修を受講させること。その際、研修実施機関が通知に従い、専門性、客観性、公正性が確保され且つ登録販売者の職能に応じた相当の研修実績を有し、厚生労働大臣に届出を行っていることなど、別紙1の自主点検表の事項を満たしていることを確認し受講させること。併せて、別紙2により研修の受講結果を記録すること。

都道府県への許可申請、許可更新手続き又は薬事監視等の際に、登録販売者が研修を適切に受講していることを確認するため、都道府県等に届出を行った研修実施機関の発行した修了証の提示が必要な場合があります。

※ 左ページの(別紙1・2)を受講記録として保存して下さい。

※ 下記振込口座を用意しています。
送金後、申込書は郵送またはf a xで組合事務局へお届け下さい。

振込先

ゆうちょ銀行には、下記2つの送金方法があります。

・ 郵便局 記 号 1 4 5 4 0
 番 号 1 6 1 8 7 5 9 1
(ゆうちょ銀行 通帳からの口座間送金 ATMからは手数料 ¥100 円税込)

・ 銀 行 店 名 4 5 8 店 番 4 5 8
 普通預金 1 6 1 8 7 5 9

口座名義 奈良県家庭薬配置商業協同組合
(振込料金は、ご負担願います)